

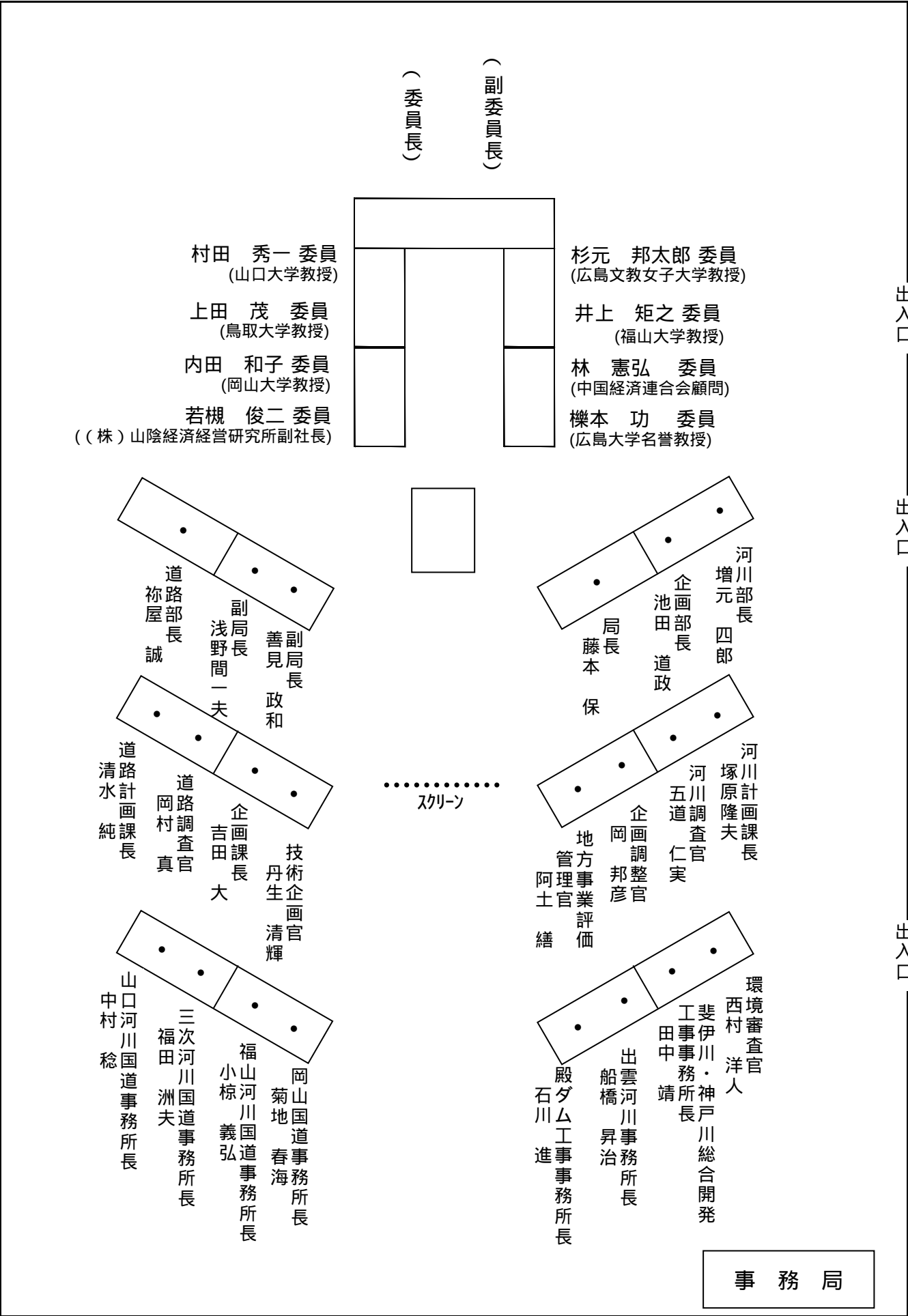
平成 1 5 年度 第 1 回 中国地方整備局事業評価監視委員会

日 時 : 平成 1 5 年 6 月 2 3 日 (月) 1 3 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
場 所 : 合同庁舎 2 号館 8 階 (西 ・ 中央 ・ 東) 会議室

議 事 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 挨 拶 (中国地方整備局長)
- 3 . 委員及び整備局出席者紹介
- 4 . 事業評価監視委員会について
 - (1) 委員長・副委員長の選出
 - (2) 委員長挨拶
 - (3) 中国地方整備局事業評価監視委員会規則改正の報告
- 5 . 再評価対象事業の審議
 - 国道 2 号松永道路
 - 国道 5 3 号岡山北バイパス
 - 国道 5 4 号可部バイパス
 - 国道 1 8 8 号柳井バイパス
 - 斐伊川放水路事業、大橋川改修事業、
 - 尾原ダム建設事業、志津見ダム建設事業
 - 殿ダム建設事業
- 6 . 意見とりまとめ
- 7 . 閉 会

平成15年度 第1回 中国地方整備局事業評価監視委員会 配席表



『中国地方整備局事業評価監視委員会』委員名簿

敬称略 五十音順

氏 名	所 属	専門分野等（専攻）	備考
いのうえ のりゆき 井 上 矩 之	福山大学工学部教授	交通工学・土木計画学	
うえだ しげる 上 田 茂	鳥取大学工学部教授	海洋構造工学,港湾工学	
うちだ かずこ 内 田 和 子	岡山大学文学部教授	地理学	
すぎもと くにたろう 杉 元 邦太郎	広島文教女子大学人間科学部教授	地域開発論，地域計画	
ち ば きょうぞう 千 葉 喬 三	岡山大学副学長	地域生態管理学	欠席
とちもと いさお 櫛 本 功	広島大学名誉教授	経済政策，地域経済	
はやし のりひろ 林 憲 弘	中国経済連合会顧問	地域経済	
みちうえ まさのり 道 上 正 規	鳥取大学学長	水工学，防災工学	欠席
むらた ひでかず 村 田 秀 一	山口大学工学部教授	基礎・土質工学	
わかつき としじ 若 槻 俊 二	（株）山陰経済経営研究所副社長	地域経済	

平成15年度事業評価監視委員会予定表(案)

(1) 再評価実施予定事業(27事業)

第1回事業評価監視委員会審議案件

事業種別	事業名	該当基準	備考
河川	斐伊川放水路事業	再評価後5年経過	
河川	斐伊川 大橋川改修事業	"	
ダム	尾原ダム建設事業	"	
ダム	志津見ダム建設事業	"	
ダム	殿ダム建設事業	"	
道路	国道2号 松永道路	"	
道路	国道53号 岡山北バイパス	"	
道路	国道54号 可部バイパス	"	
道路	国道188号 柳井バイパス	"	

第2回事業評価監視委員会審議予定案件

事業種別	事業名	該当基準	備考
海岸	皆生海岸保全施設整備事業	再評価後5年経過	
砂防	日野川 大江川床固群	"	
道路	国道2号 西条バイパス	"	
道路	国道2号 笠岡バイパス	"	
道路	国道9号 松江道路	"	
道路	国道375号 作木・大和道路	採択後10年未完成	
港湾	境港江島地区幹線臨港道路	再評価後5年経過	
港湾	尾道系崎港機織地区多目的国際ターミナル	採択後10年未完成	

第3回事業評価監視委員会審議予定案件

事業種別	事業名	該当基準	備考
河川	旭川放水路	再評価後5年経過	
河川	江の川 大貫地区改修	採択後10年未完成	
道路	国道2号 広島南道路	再評価後5年経過	
道路	国道2号 花岡拡幅	"	
道路	国道2号 下関拡幅	"	
道路	国道373号 志戸坂峠道路	"	
道路	国道29号 津ノ井バイパス	採択後10年未完成	
道路	国道180号 総社・一宮バイパス	再評価後5年経過	

第4回事業評価監視委員会審議予定案件

事業種別	事業名	該当基準	備考
道路	国道9号 仁摩・温泉津道路	採択後5年未着工	
道路	国道2号 西広島バイパス	採択後10年未完成	

(2) 事後評価基準該当審議案件(4事業)

第4回事業評価監視委員会審議予定案件

事業種別	事業名	該当基準	備考
港湾	三隅港エネルギー港湾	完了後5年以内	
営繕	官庁営繕 出雲合同庁舎	完了後5年以内	
営繕	官庁営繕 大東税務署	完了後5年以内	
営繕	官庁営繕 広島地方・家庭裁判所呉支部	完了後5年以内	

計31事業

(3) 事業評価監視委員会の開催予定(案)

第1回(6月23日)	再評価審議
第2回(9月中旬頃)	再評価審議
第3回(11月上旬頃)	再評価審議
第4回(12月上旬頃)	再評価及び事後評価の審議

(改正案)

中国地方整備局事業評価監視委員会規則

(趣 旨)

第 1 条 本規則は、国土交通省所管公共事業の再評価及び事後評価実施要領（平成 1 5 年 3 月 3 1 日付け、国官総第 7 0 2 号の 2 及び国官技第 3 5 1 号の 2 ）（以下、「要領」という。）に基づいて中国地方整備局（以下、「整備局」という。）に設置する中国地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、中国地方整備局長（以下、「局長」という。）の委嘱に基づき、次号に掲げる事務を行う。

- 一 整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及び対応方針（原案）の提出を受け、要領に基づく再評価及び事後評価システムの運用状況等について報告を受けること。
- 二 再評価及び事後評価の審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（原案）について審議を行い、対応方針に対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。
- 三 その他局長が審議提案する案件（以下、「その他の案件」という。）について、委員会は審議対象とするか否かを決定し、審議対象とした案件について、整備局が作成した審議資料に対し意見等がある場合には、局長に対してその具申を行う。

(委員会の委員及び組織)

第 3 条 委員は、地域の実情に精通した公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。

- 2 委員会は 1 0 名以内で組織する。
- 3 地域の実情を適切に反映した委員会運営とするため、適宜、地域担当の委員を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は、2 年以内とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを決める。
- 8 委員長は、会務を総理する。
- 9 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係港湾管理者等)

第 4 条 港湾事業に関して、第 2 条の事務を処理するにあたり、委員会は関係する港湾管理者等に対し、出席を求め意見を聞くことができる。

(会 議)

第 5 条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、審議方法を定めた中国地方整備局事業評価監視委員会運営要領を決定する。

(委員会の庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課において処理する。

(その他)

第 7 条 整備局以外の事業主体が実施する事業が、整備局が実施する事業又は実施した事業と密接に関連しており、一連の事業として、共同で再評価及び事後評価またはその他の案件を実施することが効率的な場合には、事業評価監視委員会に関し、当該事業の事業主体の長と局長は協議し、どちらか一方の事業評価監視委員会を活用することができる。

附 則 本規則は、平成 1 3 年 7 月 2 6 日から施行する。

附 則 改正後の規則は、平成 1 5 年 6 月 2 0 日から施行する。

(改正後)

中国地方整備局事業評価監視委員会規則

(趣 旨)

第 1 条 本規則は、国土交通省所管公共事業の再評価及び事後評価実施要領（平成 1 5 年 3 月 3 1 日付け、国官総第 7 0 2 号の 2 及び国官技第 3 5 1 号の 2 ）（以下、「要領」という。）に基づいて中国地方整備局（以下、「整備局」という。）に設置する中国地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、中国地方整備局長（以下、「局長」という。）の委嘱に基づき、次号に掲げる事務を行う。

- 一 整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及び対応方針（原案）の提出を受け、要領に基づく再評価及び事後評価システムの運用状況等について報告を受けること。
- 二 再評価及び事後評価の審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（原案）について審議を行い、対応方針に対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。
- 三 その他局長が審議提案する案件（以下、「その他の案件」という。）について、委員会は審議対象とするか否かを決定し、審議対象とした案件について、整備局が作成した審議資料に対し意見等がある場合には、局長に対してその具申を行う。

(委員会の委員及び組織)

第 3 条 委員は、地域の実情に精通した公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。

- 2 委員会は 1 0 名以内で組織する。
- 3 地域の実情を適切に反映した委員会運営とするため、適宜、地域担当の委員を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は、2 年以内とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを決める。
- 8 委員長は、会務を総理する。
- 9 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係港湾管理者等)

第 4 条 港湾事業に関して、第 2 条の事務を処理するにあたり、委員会は関係する港湾管理者等に対し、出席を求め意見を聞くことができる。

(会 議)

第 5 条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、審議方法を定めた中国地方整備局事業評価監視委員会運営要領を決定する。

(委員会の庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課において処理する。

(その他)

第 7 条 整備局以外の事業主体が実施する事業が、整備局が実施する事業又は実施した事業と密接に関連しており、一連の事業として、共同で再評価及び事後評価またはその他の案件を実施することが効率的な場合には、事業評価監視委員会に関し、当該事業の事業主体の長と局長は協議し、どちらか一方の事業評価監視委員会を活用することができる。

附 則 本規則は、平成 1 3 年 7 月 2 6 日から施行する。

附 則 改正後の規則は、平成 1 5 年 6 月 2 0 日から施行する。

中国地方整備局事業評価監視委員会運営要領

１．目 的

本運営要領は、中国地方整備局事業評価監視委員会規則（平成１３年７月２６日付け）（以下、「委員会規則」という。）第５条に基づき、中国地方整備局事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の審議の方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

２．委員会の運営に関する事項

- （１）会議の開催
会議の開催は、中国地方整備局長の要請により委員長が召集する。
- （２）会議の成立条件
会議は、委員会の委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- （３）外部からの意見聴取
委員会は、必要に応じて外部から意見を聴くことができる。
意見を聴取する者の選出は、予め各委員の意見を聴いて委員長が決定する。
意見の聴取方法は、会議への出席又は書面による提出のいずれかにより行うことができる。
- （４）会議の進行
会議の進行は、委員長が行う。
- （５）会議の記録
事務局は、会議の議事内容を別記に定める様式に従って、その要旨（以下「議事録」という。）を作成し、出席した委員の確認を得なければならない。
- （６）意見具申
委員長は、審議の結果をとりまとめ、必要があると判断した場合は、中国地方整備局長に対して意見具申を行う。

３．審議過程の透明性の確保に関する事項

- （１）会議の公開
会議は、委員相互の率直な意見の交換及び意思決定の中立性の確保を図るため非公開とするが、会議運営の透明性を確保するため、会議の議事録を公表する。
- （２）会議に提出した資料等の公表
議事録の公表に合わせ、会議に提出した資料等についても公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でないと事務局が判断する資料等については、委員会の了解を得て公表しないものとする。
- （３）公表の時期
議事録の公表、会議に提出した資料等の公表は、会議終了後速やかに行う。
- （４）公表に係る事務
公表に係る事務については、事務局が行う。

４．その他委員会を運営する上で必要となる事項

本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は、委員会で審議し決定する。

附 則

- １ 本運営要領は、平成１３年７月２７日から施行する。
- ２ 本運営要領の施行に伴い、「中国地方建設局事業評価監視委員会運営要領（平成１０年９月２２日、平成１１年１２月２１日（一部改正））」及び「運輸省第三港湾建設局港湾・海岸・空港関係事業評価検討委員会運営要領（平成１０年８月１日）」及び「運輸省第四港湾建設局港湾・海岸関係事業評価検討委員会運営要領（平成１０年８月５日）」は廃止する。

平成15年度第1回 事業評価監視委員会審議事業一覧表（再評価）

No.	事業種別	事業名	事業概要	経緯	該当要件	対応方針（案）	備考
1	道路	まつながどうろ 松永道路	松永道路は、福山市西部から尾道市東部の一般国道2号の交通混雑緩和及び交通安全確保を図るとともに、山陽自動車道（福山西IC）～西瀬戸自動車道（西瀬戸尾道IC）の連絡強化を目的とした延長7.1kmの道路であり、尾道・福山自動車道並びに地域高規格道路「倉敷福山道路」の一部を構成するものである。	S47事業着手 H10再評価	再評価後 5年経過	事業継続	
2	道路	おかやまきた 岡山北バイパス	岡山北バイパスは、岡山市北部の一般国道53号の交通混雑緩和及び交通安全の確保を図るとともに、岡山市中心部と山陽自動車道（岡山IC）及び岡山空港とのアクセス強化を目的とした延長10.5kmの道路であり、（主）岡山賀陽線以北は、地域高規格道路「空港津山道路」の一部を構成するものである。	S49事業着手 H10再評価	再評価後 5年経過	事業継続	
3	道路	かべ 可部バイパス	可部バイパスは、広島市北部の一般国道54号の慢性的な交通混雑の緩和及び交通安全の確保を目的として計画された延長9.7kmのバイパスである。	S56事業着手 H10再評価	再評価後 5年経過	事業継続	
4	道路	やない 柳井バイパス	柳井バイパスは、柳井市中心部における交通混雑の緩和及び交通安全の確保を目的として計画された延長3.5kmのバイパスである。	H元事業着手 H10再評価	再評価後 5年経過	事業継続	
	河川	ひいかわ かんどがわち 斐伊川・神戸川治水対策	斐伊川水系は、下流に中海・宍道湖を抱え、中流斐伊川本川が天井川となっていること等の特徴により洪水に対して脆弱な基盤を有しており、斐伊川・神戸川両水系を一体とし、上流、中流、下流で機能分担しながら、流域全体で洪水対策を実施する。				
5	河川	ひいかわほうすいる 斐伊川放水路事業	斐伊川放水路事業は、斐伊川・神戸川両水系の治水計画のうち、同水系中流部における治水対策として計画された延長13.1kmの河川改修（放水路）事業である。	S56事業着手 H10再評価	再評価後 5年経過	事業継続	
6	河川	おおはしがわ 大橋川改修事業	大橋川改修事業は、斐伊川・神戸川両水系の治水計画のうち、同水系下流部における治水対策として宍道湖の水はけをよくすること目的に計画された延長7.6kmの河川改修事業である。	S58事業着手 H10再評価	再評価後 5年経過	事業継続	
7	ダム	おばら 尾原ダム建設事業	尾原ダムは、斐伊川・神戸川両水系の治水計画のうち、上流部における治水対策として計画され、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水（最大38,000m ³ /日）の供給を目的として建設中の多目的ダムである。【重力式コンクリートダム、ダム高：90.0m、総貯水容量：60,800千m ³ 】	S62事業着手 H10再評価	再評価後 5年経過	事業継続	
8	ダム	しつみ 志津見ダム建設事業	志津見ダムは、斐伊川・神戸川両水系の治水計画のうち、上流部における治水対策として計画され、洪水調節、流水の正常な機能の維持、工業用水（最大10,000m ³ /日）の供給、発電（1,700kw）を行うことを目的として建設中の多目的ダムである。【重力式コンクリートダム、ダム高：85.5m、総貯水容量：50,600千m ³ 】	S58事業着手 H10再評価	再評価後 5年経過	事業継続	
9	ダム	との 殿ダム建設事業	殿ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水（最大20,000m ³ /日）の供給、工業用水（最大30,000m ³ /日）の供給、発電（1,100kw）を行うことを目的として、千代川水系袋川に建設中の多目的ダムである。【ロックフィルダム、ダム高：73m、総貯水容量：12,400千m ³ 】	S60事業着手 H10再評価	再評価後 5年経過	事業継続	

平成15年度第1回事業評価監視委員会 対象事業位置図

